

令和6年度予算編成方針

I 本市の財政見通し ～約21億円の財源不足（R6～R7：2年間）～

第5次財政改革プログラム（策定期間：R4～R7）では、4年間で32億円、昨年（令和7年度）までの3年間で約29億円の財源不足と試算したが、直近の決算状況や今後の事業展開の見込み等を見直し、再試算した結果、**令和6年度は約11億円の財源不足**、第5次財政改革プログラム遂行期間中である令和6年度から令和7年度までの2年間においては、約21億円の財源不足が依然として発生する見込みとなった。

当該財源不足が発生する要因は、これまでと同様に、公債費や扶助費、人件費の義務的経費の増加に加え、必要な普通建設事業費の増加を見込んだためであるが、DX推進に要する経費等の物件費や昨年から続く物価上昇等による事業費の増加も原因となった。このような中、引き続き待機児童対策等の喫緊の課題への対応が必要であることや、令和8年度以降も義務的経費の増加の継続に加え、市民ホールや小中学校の校舎等の長寿命化対策とその施設運営に多額の財源が必要となる見込みである。

以上のことから、**令和6年度予算編成における11億円の財源不足解消はもとより、将来の事業推進にあたっては、真に必要な事業への効率的に予算配分を行うことが必要不可欠であり、その財源の確保のため、最小の経費で最大の効果を生み出す予算編成を目指す。**

II 予算編成方針

1 編成方針

『 つながりで切り拓く「守山の新時代」！ 』

令和6年度は、第5次総合計画に掲げる50年先の『**豊かな田園都市の実現**』を目指し、「安心して子育てができる環境と支援体制の整備」、「市民に実感してもらえるDX」、「第3次守山市環境基本計画に基づく早期の脱炭素社会の実現に向けた取組」を推し進めていくこととする。

また、アフターコロナとして社会や経済の活動が活性化していることを踏まえ、地域や民間企業、各種団体等との様々なつながりを活かし、より良いまちづくりを進める。

これら施策を推進するにあたり、各部局においては、財政規律を堅持するため、施策の総点検を行い、**4つの基本方針を中心に**、改めて事業を見直し、本市の10年後、20年後の未来を見据えたサステナブルなまちづくりの新たな一歩となる予算編成とする。なお、市長が予算編成方針から携わる初めての当初予算であることから、前例にとらわれず、経常事業であってもあらためて見直しを行い、必要な事業に必要な経費を要求すること。

2 重点施策

(1) 子育てするなら守山！

- 保育士の確保と定着化のための「保育士ケア」に取り組むとともに、幼児教育・保育環境の更なる質・量の向上に資する取組の推進や、幼稚園の魅力向上による待機児童対策の推進
- 小中学校および幼保こども園の安全対策、子育て支援機能の見直しによる新たな拠点機能、子育て世帯の負担軽減などの子育て支援の拡充
- こどもの育ち連携のもと「こども家庭センター」による妊産婦・子育て世帯等に寄り添ったきめ細やかで切れ目のないサポートを行い、困ったときに寄り添える伴走型相談支援のさらなる強化。福祉・子育て関係部門と教育委員会が一丸となって不登校対策、児童虐待の防止、ヤングケアラーなど困難な状況にある子ども達の把握とケアの充実
- 第3期守山市教育行政大綱に基づき、地域社会全体が子どもの教育に関わり、すべての人がともに学び支え合うことによる「心豊かで、しなやかに生き抜く人づくり」の実現。

(2) 住むなら守山！

- 住み慣れた地域で住み続けられるための医療・介護の連携強化と高齢者・障害者等に対する福祉の充実、認知症対策の更なる推進
- 地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制のさらなる充実を進め、8050 世帯や引きこもり、その他複雑・多様化する家庭環境に課題を抱える家庭への支援を強化し、一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくりの推進
- 防災・減災意識を一層高め、災害時に迅速で的確な体制が取れるよう更に危機管理体制を強化し、個別避難計画を含めた自助・共助・公助の連携による災害に強いまちづくりの推進
- 第3次守山市環境基本計画に基づき、「豊かな地球環境を守り、未来へつなぐ」ため、再生可能エネルギーの導入や徹底的な省エネルギー化など、市民・事業者・行政が一体となり、P P Aの導入促進等による早期の脱炭素社会実現に資する取組の積極的な推進
- 安全・安心な都市インフラ整備による活力あるまちづくりの推進
- 湖岸地域のポテンシャルを活かした活性化

(3) 働くなら守山！

- JR守山駅東口における新施設整備等を契機とする東口全体のあり方検討による東西の一体的な活性化に向けた取組の推進
- 笠原産業用地整備の着実な取組と進出企業のスムーズな誘致
- 農水産業および商工業等の市内既存産業の活性化および持続可能な経営基盤構築や雇用確保への支援
- 起業・創業支援による雇用としごとの創出、守山を「実証実験のフィールド」に

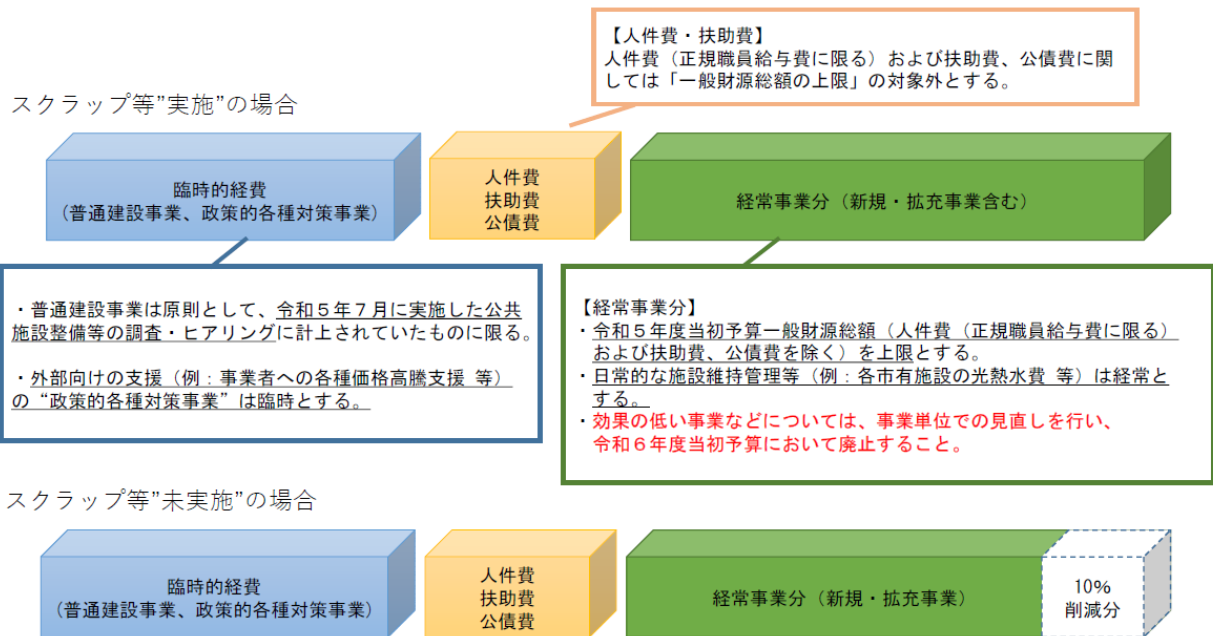
(4) 市民が主役の守山！

- 「すべての手続きがスマホで完結」を目指して行政手続きのオンライン化やデジタルデバイス対策等による市民誰もが実感できるDXの推進
- 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025」の気運醸成とリハーサル大会の実施、ならびに市内のあらゆる世代に対する「健康元気なまちの実現」に向けた取組の推進
- 「守山まるごと活性化」の見直しを踏まえた学区および自治会活動への支援策や会館機能のあり方検討
- 空き家対策により地域の空洞化を食い止め、地域の担い手確保の取組の推進
- 文化芸術活動の推進や守山市文化財保存活用地域計画に基づく多種多様な文化財の活用による心豊かでうるおいのある市民生活の実現
- 行政のDXの推進による「人にしかできない」市民サービスの充実、および健全財政の推進による信頼される市役所づくり

Ⅲ 予算編成にあたっての基本的な考え方 ～「一件査定」～

令和6年度予算は、約11億円の財源不足が見込まれることから、以下のとおり、部・局内で調整・取りまとめのうえ要求すること。

- **令和5年度当初予算一般財源総額を上限とし、「一件査定方式」**で行う（人件費（正規職員給与費に限る）および扶助費、公債費を除く）。
- **経常（R5経常経費）事業の廃止・効率化（内容・手法の効率化含む）の実施または新たな財源確保（以下「スクラップ等」という。）を必須とする。スクラップ等を実施されていない場合は各課、室単位で一律90%を上限として査定を実施する。**
- 総合計画実施計画に掲げる施策については、より一層効果的に推進することとするが、予算要求にあたっては人件費を含めた仕事の効率を十分考慮のうえ、要求すること。



スクラップおよび見直しにおける留意事項

行政経営方針の下、企画政策課が示す「スクラップ・見直し検討事業一覧」に挙げているものは、必ず廃止・効率化を検討し予算要求に反映させること。「スクラップ・見直し検討事業一覧」に含まれていない事業においても、多様な主体との連携・コラボを進める中、時代適合性、必要性、優先度、トータルコストなどを総合的に検討し、費用対効果の低い事業は大胆に事業単位でのスクラップを必ず実施すること。

特に、令和6年度は、「Ⅱ 予算編成方針」で述べたとおり、単なる経費（消耗品等）の精査のみに留まらず、前例にとらわれることなく、経常事業であっても効果の低い事業などについては、これを機に事業単位での見直しを行い、令和6年度当初予算において廃止すること。

なお、やむを得ず令和6年度当初予算で廃止できない場合は、令和7年度での事業の廃止を見据えた要求とすること。

来年度の国および県補助金等の積極的な活用等

- (1) 令和6年度の国および県の補助金等の要望調査や令和5年度補正予算における国の経済対策等への対応の必要がある場合は、関係課への連絡調整を図るとともに、予算や査定状況との整合が必要であるため、早急に財政課へ連絡し内容等の調整を図り、積極的に財源を確保すること。また、GX関連、経済対策関連や各種ICT化推進関連の補助メニューが新設・拡充される可能性があることから、その他の補助金等を含め、国および県の予算要求状況等を常に注視し、「該当する補助金はすべて取りきる」という気概で特定財源の確保に努めること。
- (2) 第5次守山市財政改革プログラム(R4～R7)に基づく、財政改革プログラムの行動計画目標数値の遵守し、財源不足解消に向けた取組みを実行する。

IV 予算見積基準等について ～ 令和5年度当初予算一般財源総額を上限 ～

財政見通しにおいて多額の財源不足が見込まれることから、昨年度よりもさらに厳しい視点で経常経費を含む全ての経費について一から見直しを行う。そのため、事業の効果・成果についてヒアリングを実施し、効果等が認められない場合は予算化しないので留意すること。

- (1) 全事業において、部局の枠にとらわれない横断的な視点を常に意識し、前例の踏襲ではなく、手法・工法等が最善かつ最小限の経費であるかをあらゆる角度から客観的に検証し、ゼロベースからの構築を図る中で、真に必要な経費のみを見積もることを徹底すること。なお、物件費（旅費・需用費・役務費・委託料・使用料賃借料・備品購入費等）や補助費（報償費、謝礼、補助金、交付金、負担金等）の増加が著しいことから、今まで以上に厳しい視点で査定を行っていくため、課内でしっかりと精査したうえで必要最小限の要求とすること。
- 特に、令和6年3月末までに検証期限を迎える補助金等については原則廃止とする。やむを得ず継続する必要がある場合はその理由を明確に提示したうえで要求すること。
- また、新庁舎での業務が開始されたなか、DXやGX等を含め、改めて不要となる経費の削減の検討を各部局で必ず実施すること。
- (2) 枠配分は実施しないが、各課・室が要求する一般財源総額については、スクラップ等を実施した場合に限り、令和5年度当初予算一般財源総額を上限とする（人件費（正規職員給与費に限る）および扶助費、公債費を除く。）。
- 真に必要な事業のため、やむを得ず増額の要求を行う場合は、その部分については重点的に査定を行うため、増額の要因を詳細に分析し明確に提示すること。

- (3) 普通建設事業の要求については、令和5年7月に実施した公共施設整備等の調査・ヒアリングで計上されたものに限る。部・局内で必要性・緊急性・効果などとともに複数年の実施検討を行ったうえで、必要最小限の事業費、規模および内容に精査されたもので要求すること。
- (4) 新規・拡充事業（経常事業分に係るものをいう。以下同じ。）および臨時的経費については、要求までに部・局内で様々な視点から議論を重ね、事業の必要性、費用対効果、複数案の比較などの整理・検証を行うこと。また、査定での議論を深めるため、資料の参考様式を示すので、新規・拡充事業については「R6 当初予算説明資料様式」ファイルを確認し提出すること。なお、説明資料がないものや、部・局内での議論が深まっていなかったと判断できるものについては、査定で議論ができないことから議論の俎上に上げないものとするので注意すること。
- (5) 新規・拡充事業を要求する場合は、原則、財源確保を行うこと。財源確保が困難な場合は、既存事業を廃止または縮小した予算額の範囲内で要求すること。また、新規事業・既存事業にかかわらず、国・県の動向を注視し、補助・交付金制度などの特定財源を確保すること。
- (6) 新規・拡充事業にかかる業務時間数の増加分については、経常事業の廃止または縮小によって吸収するなどして、時間外勤務や人員増に転嫁しないようにすること。なお、部での検討の結果、やむを得ず会計年度任用職員の増員等（増員、パートタイムからフルタイムへのランクアップ等の勤務体系区分変更含む）が必要な場合は事前に人事課と協議をしたうえで要求すること。また、勤務年数による給与・手当等の増加などに注意し、適切な会計年度任用職員関係経費を要求すること。
- (7) 今般の物価高騰等の対策（電気代の削減など）および将来的なGXの推進の観点から、施設整備・改修等の公共事業については、太陽光発電設備及び蓄電池、省エネに資する各種設備の導入を検討すること。また、公用車の買替等については電気自動車の導入を検討すること。
なお、上記の導入を検討する際には事前に施設整備課・総務課と協議を行った上で実現可能な要求とすること。
- (8) 国および県の補助金等を受けて実施している事業は、その補助金等が見直しにより、廃止・減額された場合は、基本的に市の単独事業として継続することは認めず、原則廃止・減額とする。
また、モデルとして実施した事業を継続していく場合には、費用対効果の視点をふまえて検証し、部・局内でしっかりと議論をしたうえで要求すること。なお、検証した結果や議論した内容は文書でまとめて資料として添付すること。

(9) 毎年監査や市議会で指摘されているとおり、明らかな予算計上漏れとみられる事例や、当初要求の見誤りにより予算執行段階において補正・流用が生じている事案があり、特に配当予算のない科目への流用などの事案も増加している。

一方、決算においては多額の不要額が生じている事案があり、予算要求段階で事業の全体像を把握し、しっかりと確認した上、予算要求を行うこと。

(10) 市議会や監査などから受けた指摘や意見、学区自治会からの意見ならびに令和5年度当初予算編成時における指示事項については、十分検討し対応すること。

(11) 物価高騰対策は、臨時的経費として扱い、国庫補助金等の状況を考慮したうえで予算措置の判断を行うものとする。

(12) 別途示す「令和6年度予算要求要領」を熟読の上、要求内容の精査を徹底すること。

(参考) 国および県の動向

内閣府が発表した8月の月例経済報告では、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果により緩やかな回復が続くことが期待されるものの、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れによる本国への影響、また、物価高騰、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされている。

国は、9月13日に内閣改造を行うなか、『物価高騰対策と新しい資本主義の加速』については、人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、構造的な賃上げ、消費拡大を実現し、持続的な成長と分配の好循環を成し遂げることとしている。また、『人口減少に打ち勝つデジタル社会への変革』については、デジタル技術を活用し、一人一人へのきめ細かな行政サービスを効率的に実現するとともに、少子化対策として、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する等の基本理念を踏まえ、スピード感をもって政策の抜本的な強化を図るとしている。

国の「令和6年度予算の概算要求の基本的な方針」においては、義務的経費は、前年度当初予算の額を上限とし、その他の経費については前年度当初予算額のうち通常分の90%を上限とする厳しい基準（昨年同様）を示しているとともに、「経済財政運営と改革の基本方針」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとしている。

滋賀県においては、「財政収支見通し（令和5年2月試算）」のなかで、令和6年度から令和8年度までの累計では433億円もの財源不足に陥ると見込んでおり、財政健全化に向けた取組は喫緊かつ重要な課題としている。このことから、令和6年度当初予算編成方針では、令和5年度当初予算

額を基礎として、収支改善に向けた取組等を加味しながら要求枠を設定するとしている。また、物価高騰対策に係る事業については、社会・経済情勢や各分野の価格転嫁の状況、国の動向等を見極め適切に対応するとしている。

以上のことから、本市の予算編成においては国および県の動向について、常にその内容と予算編成状況について把握していかなければならない。